

8-2 自動運転の社会実装に向けた法律改正

～各論 ①道路交通法

2019年5月に道路交通法が改正されました。
改正道路交通法は、レベル3を対象としています。
改正道路交通法のポイントは、3点です。

「自動運行装置」「運転」の定義規定の整備

改正のポイントの1点目は、「自動運行装置」及び「運転」の定義規定を整備したことです。

今回の改正で、「自動運行装置」の定義規定が新たに設けられました（第2条13の2）。
道路交通法の定義規定では、道路運送車両法の定義規定を引用しており、二つの法律で共通の定義となっています。

また、今回の改正で「運転」の定義規定が修正されました（第2条17）。
これまでは、「運転」とは、「道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）を本来の用い方に従って用いること」と定義されていました。
今回の改正により、「運転」とは、「道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）を本来の用い方に従って用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）」と修正されました。

これによって、道路交通法上、レベル3の自動運転車を使用する行為が許容されることが明確にされるとともに、「レベル3の自動運転車を使用する者」が「運転者」に含まれ、「レベル3の自動運転車を使用する者」にも道路交通法上の運転者の義務が課されることが明確にされました。

運転者の義務規定の整備

改正のポイントの2点目は、運転者の義務規定を整備したことです。
整備された義務規定は2つです。

1つ目として、運転者に対し、当該自動運行装置の一定の条件を満たさない場合には、当該自動運行装置を使用した運転を禁止する規定が設けられました（第71条の4の2第1項）。

2 つ目として、保持通話の禁止及び画像注視の禁止規定の適用除外規定が設けられました（第 71 条の 4 の 2 第 2 項）。

この規定の意味合いを説明するには、話がやや長くなります。

まず、道路交通法上の運転者の義務は、大きく 3 類型に分けられます。

1 つめの類型は、制限速度順守義務や信号遵守義務のような「運転操作に係る義務」です。

2 つめの類型は、保持通話の禁止や画像注視の禁止といった「運転操作に係る義務の安定した履行を確保するための義務」です。

3 つめの類型は、事故時の救護義務や免許証提示義務といった「その他の義務」です。

保持通話及び画像注視の禁止規定（71 条第 5 号の 5）は、2 つめの類型の「運転操作に係る義務の安定した履行を確保するための義務」です。

レベル 2 以下の自動車では、運転者は、常時、周囲や車両の状況を監視し、操作する義務を負っていますので、その義務を安定して行えるよう、上乘せの義務として、保持通話や画像注視を禁止する規定が設けられていました。

これに対し、レベル 3 の自動運転車では、システム作動中は、システムが「認知、予測、判断、操作」を代替します。

そのため、運転者は、常時、周囲や車両の状況を監視し、操作する義務まではなくなります。

ただ、運転者は、整備不良車両の運行は禁止されており（第 62 条）、使用条件を満たさない場合の自動運行装置の使用は禁止されています（第 71 条の 4 の 2）。

そこで、当該車両が整備不良車両になってしまったり、自動運行装置の使用条件を満たさなくなってしまうたりした場合には、直ちにそのことを認知し、確実に操作する義務を負うこととなります。

以上を前提として、今回の改正では、レベル 3 の自動運転車の運転者は、自動運行装置作動中は、「①整備不良車両に該当しないこと」、「②自動運行装置の使用条件を満たしていること」、「③運転者が、①及び②に該当しなくなった場合に、直ちに、認知・操作できる状態にあること」という 3 要件を満たした場合には、保持通話及び画像注視が許されることになりました。

作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備

改正のポイントの 3 点目は、作動状態記録装置による記録等に関する規定を整備したことです。

これらの規定は、使用者等の義務規定と警察官の権限規定という形で規定されています。

まず、使用者等に対しては、作動状態記録装置を備えていない状態での運転を禁止し（第 63 条の 2 の 2 第 1 項）、データ保存を義務付けました（第 63 条の 2 の 2 第 2 項）。

その上で、警察官には、運転者に対し、作動状態記録装置の記録の提示を求めることができるとともに、製造者等に対し、情報判読のための必要な措置を求めることができることとしました（第63条）。

参考文献

警察庁「道路交通法の一部を改正する法律案要綱

警察庁「技術開発の方向性に即した 自動運転の実現に向けた調査研究報告書（道路交通法の在り方関係）」2018年12月

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/jidounten/2018houkokusyo.pdf>

中川由賀「道路交通法及び道路運送車両法の改正を踏まえたレベル3自動運転車の操作引継ぎ時の交通事故の運転者の刑事責任」中京ロイヤーvol.32, 2020年3月